

御嶽山火山防災協議会規約の改正について

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という）の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 52 号。）が平成 27 年 12 月 10 日施行されたことに伴う規約の改正（任意協議会から法定協議会への改組）

（主な改正点）

- 1 法第 4 条第 2 項により、会員を必須構成員、任意構成員に分類するとともに、会員の追加及び一部会員の職名を変更（別添「参考資料」のとおり）
- 2 幹事会会員の追加及び一部幹事の役職変更（別添「参考資料」のとおり）
- 3 書面決議条項の追加
- 4 専決処分条項の追加

活動火山対策特別措置法【抜粋】

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
 - 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長若しくは地方气象台長又はその指名する職員
 - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
 - 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
 - 七 火山現象に関し学識経験を有する者
 - 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

(参考資料)

◆御嶽山火山防災協議会 構成員

現行

改正案

区分	職氏名	会員		
県 (本庁)	長野県	知事		
		危機管理部 部長	○	
	岐阜県	知事		
		危機管理部 部長	○	
	(現地)	長野県	木曾地方事務所 所長	○
			木曾建設事務所 所長	○
		岐阜県	飛騨県事務所 所長	○
			高山土木事務所 所長	○
	下呂土木事務所 所長	○		
	県警 (本庁)	長野県	警察本部 本部長	
警察本部 警備部 部長			○	
岐阜県		警察本部 本部長		
		警察本部 警備部 部長	○	
(現地)		長野県	木曾警察署 署長	○
		岐阜県	高山警察署 署長	○
下呂警察署 署長	○			
市町村	長野県	木曾町 町長	○	
		王滝村 村長	○	
		上松町 町長	○	
	岐阜県	高山市 市長	○	
		下呂市 市長	○	
消防	長野県	木曾広域消防本部 消防長	○	
		木曾町消防団 団長	○	
		王滝村消防団 団長	○	
		上松町消防団 団長	○	
	岐阜県	高山市消防本部 消防長	○	
		高山市消防団 団長	○	
		下呂市消防本部 消防長	○	
		下呂市消防団 団長	○	
国土交通省	気象庁	火山課 火山対策官		
		火山課火山監視・情報センター 所長	○	
		名古屋地方気象台 地震津波火山防災情報調整官		
		長野地方気象台 台長	○	
		岐阜地方気象台 台長	○	
	中部地方整備局	局長		
		多治見砂防国道事務所 所長	○	
		飯田国道事務所 所長		
		高山国道事務所 所長		
		国土地理院	関東地方測量部 部長	○
中部地方測量部 部長	○			
防衛省	陸上自衛隊第13普通科連隊 連隊長	○		
	陸上自衛隊第35普通科連隊 連隊長	○		
有識者	公益財団法人地震予知総合研究振興会 東濃地震科学研究所 副首席主任研究員 木股 文昭	○		
	国立大学法人 名古屋大学大学院 環境学研究所 地震火山研究センター 教授 山岡 耕春	○		
林野庁	中部森林管理局木曾森林管理署 署長	○		
	中部森林管理局飛騨森林管理署 署長	○		
	中部森林管理局岐阜森林管理署 署長	○		

36

42

区分	役職	会員	
民間団体	長野県	木曾町観光協会 会長	○
		王滝観光総合事務所 理事長	○
		上松町観光協会 会長	○
		御嶽山二ノ池飲料水管理組合 組合長	○
		木曾地区山岳遭難防止対策協会 会長	○
		おんたけ交通株式会社 社長	○
		株式会社御嶽リゾート 社長	○
		アスモグループ株式会社 社長	○
	岐阜県	飛騨あさひ観光協会 会長	○
		飛騨高根観光協会 会長	○
		飛騨小坂観光協会 会長	○
		濁河温泉管理組合 組合長	○
		御嶽山山岳遭難防止対策協議会 会長	○
		濃飛乗合自動車株式会社運輸事業本部 部長	○
		飛騨森林都市企画株式会社 代表取締役	○

14

15

※:法区分欄は法第4条第2項中該当する号を記載

合計 50

合計 57

○ は新規追加
× は削除

◆御嶽山火山防災協議会 長野県幹事会

区分		職氏名	現行 幹事	改正案	
				幹事	備考
県	(本庁) 長野県	危機管理部危機管理防災課 課長	○	○	
	(現地) 長野県	木曾地方事務所地域政策課 課長	○	○	
		木曾地方事務所商工観光建築課 課長		○	
		木曾建設事務所整備課 課長	○	○	
県警	(本庁) 長野県	警察本部警備第二課 課長		○	
	(現地) 長野県	木曾警察署警備課 課長	○	○	
市町村	長野県	木曾町総務課 課長	○	○	
		王滝村総務課 課長	○	○	
		上松町総務課 課長		○	
国土交通省	気象庁	火山課火山監視・警報センター 火山防災官		○	
		長野地方気象台 防災管理官	○	○	
	砂防部局	中部地方整備局河川部河川計画課 課長		○	
		中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課 課長	○	○	

合計 8 合計 13

◆御嶽山火山防災協議会 岐阜県幹事会

区分		職氏名	現行 幹事	改正案	
				幹事	備考
県	(本庁) 岐阜県	危機管理部防災課山岳遭難・火山対策室 室長	○	○	
	(現地) 岐阜県	飛騨県事務所振興防災課 課長		○	
		飛騨県事務所 地域調整監		○	×
		高山土木事務所施設管理課 課長		○	○
		下呂土木事務所施設管理課 課長		○	○
県警	(本庁) 岐阜県	警察本部警備第二課 課長		○	
	(現地) 岐阜県	高山警察署警備課 課長	○	○	
市町村	岐阜県	高山市危機管理室 担当部長	○	○	
		下呂市防災情報課 課長	○	○	
国土交通省	気象庁	火山課火山監視・警報センター 火山防災官		○	
		岐阜地方気象台 防災管理官	○	○	
	砂防部局	中部地方整備局河川部河川計画課 課長		○	○
中部地方整備局多治見砂防国道事務所砂防調査課 課長		○	○		

合計 10 合計 13

○ は新規追加
× は削除